

令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内に急速充電設備を設置する者に対し、その設置に要する経費について、予算の範囲内で令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「EV等」という。）を安心かつ快適に使うことのできる充電環境を整備し、EV等の普及促進を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気自動車

搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

二 プラグインハイブリッド自動車

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

三 充電設備

EV等に充電するための設備であって、第四号から第六号までに掲げるものをいう。

四 急速充電設備

電源から充電用の直流電流を作り出す電源装置及びEV等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

五 充電用コンセント

EV等の附属する充電ケーブルを接続する200V対応のEV等専用のプラグの差込口をいう。

六 充電用コンセントスタンド

前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

七 空白地域

公道上道のり15km以内に公共用急速充電設備がない地点

(補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

一 急速充電設備の新規設置事業

県内において、急速充電設備を新規設置する事業

二　急速充電設備既存設置箇所への増設事業

　　県内において、高速道路のサービスエリア若しくはパーキングエリア、又は道の駅等の急速充電設備既存設置箇所への増設を行う事業

三　急速充電設備の入替設置事業

　　県内において、高速道路のサービスエリア若しくはパーキングエリア、又は道の駅等の急速充電設備既存設置箇所への入替を行う事業

- 2　補助要件、補助対象経費、補助率、補助金の額、補助上限額及び補助上限台数は別表1のとおりとする。

(交付対象者)

第4条　この要綱に基づく補助金の交付を申請することができる者は、地方公共団体、法人又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

一　愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人

二　県税に未納がある者

(補助金の交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2　前項の交付申請書は、充電設備の設置場所毎に提出するものとする。

- 3　第1項の交付申請書に添付する書類は、別表2のとおりとする。

- 4　補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（設置工事等を含む。）がある場合、第1項の交付申請書を提出するときに、利益等排除の申告を知事にしなければならない。

- 5　前項の利益等排除の対象となる調達先及び充電設備の利益等排除の方法は、一般社団法人性世代自動車振興センターが交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）業務実施細則（充電設備）別表4によるものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条　知事は、前条第1項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条　前条の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、変更等承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない 20 パーセント以内の変更は除く。）
 - 二 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）
 - 三 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止
- 2 前項の変更その他の理由により、前条第 1 項の交付申請書に記載された補助対象経費が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。
 - 3 知事は、第 1 項の変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して変更を承認するものとし、補助事業者に通知するものとする。
 - 4 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（状況報告）

第 8 条 補助事業者は、補助金交付決定があった年度の 11 月 30 日現在における事業状況報告書（様式第 3 号）を作成し、その翌月の 10 日までに、これを知事に報告しなければならない。

（遅延等の報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（様式第 4 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、別表 3 のとおりとする。
- 3 補助事業者は、第 5 条第 5 項の利益等排除の方法による第 6 条の交付の決定を受けた場合は、第 1 項の実績報告書を提出するときに、利益等排除の申立てを知事にしなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の額の確定があったときは、速やかに精算払請求書（様式第6号）により、知事に補助金の支払を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前2条の規定に関わらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第7条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令、愛媛県補助金等交付規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助金を他の用途に使用した場合
 - 三 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - 四 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 六 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第11条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パ

一セントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る契約書その他の関係書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(取得財産の管理等)

第17条 補助事業者は、当該補助事業により取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を補助金交付の目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について取得財産管理台帳・取得財産明細表（様式第8号）を備え、管理するとともに、第10条第1項に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第18条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える取得財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、又は設置場所を変更してはならない。ただし、補助事業者が、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、知事の承認を受けた場合、補助の全部に相当する金額を納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を超過した場合は、この限りではない。

(報告及び検査等)

第19条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

急速充電設備の新規設置事業	補助要件	<p>補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般社団法人性世代自動車振興センターが交付するC E V補助金業務実施細則（充電設備）別表1-1に記載の急速充電設備であること。 二 県の他の補助金と重複して申請していないこと。 三 新品であること。 四 公道に面した入口から誰もが自由に入れりできる場所に設置すること。 五 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。 六 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。 七 設置及びその経費の支払いが第10条第1項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。 八 補助の対象となる急速充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。
	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）	充電設備の購入費（C E V補助金業務実施細則（充電設備）別表1-1に記載の補助金交付上限額（経路）又は購入価格のいずれか低い方の価格）及び充電設備の設置工事費（充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用）。
	補助率	1／2（空白地域は2／3）
	補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）。ただし、他の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じた額とする（千円未満切り捨て）。
	補助上限額	1台につき1,000千円（空白地域は1台につき1,333千円）
	補助上限台数	1施設等につき1台
急速充電設備既存設置箇所への増設事業	補助要件	<p>補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一般社団法人性世代自動車振興センターが交付するC E V補助金業務実施細則（充電設備）別表1-1に記載の急速充電設備であること。 二 既に急速充電設備を設置している高速道路SA・PAや道の駅等において、追加で急速充電設備を設置することである。 三 県の他の補助金と重複して申請していないこと。 四 新品であること。 五 公道に面した入口から誰もが自由に入れりできる場所に設置すること。

		<p>六 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。</p> <p>七 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。</p> <p>八 設置及びその経費の支払いが第 10 条第 1 項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。</p> <p>九 補助の対象となる急速充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。</p>
	補助対象経費 (消費税及び 地方消費税を 除く。)	充電設備の購入費(CEV補助金業務実施細則(充電設備)別表1-1に記載の補助金交付上限額(経路) 又は購入価格のいずれか低い方の価格)及び充電設備の設置工事費(充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用)。
	補助率	1／2
	補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)。ただし、他の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じた額とする(千円未満切り捨て)。
	補助上限額	1台につき 1,000 千円
	補助上限台数	1施設等につき 1 台
急速充 電設備 の入替 設置事 業	補助要件	<p>補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>一 一般社団法人性世代自動車振興センターが交付するCEV補助金業務実施細則(充電設備)別表1-1に記載の急速充電設備であること。</p> <p>二 既に急速充電設備を設置している高速道路SA・PAや道の駅等において、入替で急速充電設備を設置すること。</p> <p>三 入替で設置する急速充電設備は、充電口が1口であったものから、2口以上の急速充電設備であること。</p> <p>四 県の他の補助金と重複して申請していないこと。</p> <p>五 新品であること。</p> <p>六 公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置すること。</p> <p>七 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。</p> <p>八 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。</p> <p>九 設置及びその経費の支払いが第 10 条第 1 項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。</p> <p>十 補助の対象となる急速充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。</p>

	ースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。
補助対象経費 (消費税及び 地方消費税を 除く。)	充電設備の購入費(CEV補助金業務実施細則(充電設備)別表1-1に記載の補助金交付上限額(経路)又は購入価格のいずれか低い方の価格)及び充電設備の設置工事費(充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用)。
補助率	1/2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)。ただし、他の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じた額とする(千円未満切り捨て)。
補助上限額	1台につき1,000千円
補助上限台数	1施設等につき1台

(注) 充電設備の設置工事費の詳細項目については、知事が別に定める。

別表2(第5条第3項関係)

- ①登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- ②県徴収金等の滞納がないこと(完納証明)を証する書類
- ③誓約書(様式第10号)
- ④補助対象経費に係る見積書
- ⑤設置場所の見取図
- ⑥設置場所の平面図
- ⑦電気系統図
- ⑧配線ルート図
- ⑨要部写真
- ⑩リース事業を生業とすることを証する書類
- ⑪土地所有者の設置承諾書
- ⑫補助事業に係る発注書
- ⑬その他知事が必要と認める書類

(注) ①から⑬までの書類の詳細は知事が別に定める。

別表3（第10条第2項関係）

- ①補助事業に係る発注書、請求書及び領収書
- ②補助対象設備の保証書
- ③補助対象設備の設置完了証明書（様式第11号）
- ④完成後の設置場所の見取図
- ⑤完成後の設置場所の平面図
- ⑥完成後の電気系統図
- ⑦完成後の配線ルート図
- ⑧要部写真
- ⑨他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類の写し
- ⑩リース料金の算定根拠明細書（様式第12号）
- ⑪リース契約書
- ⑫その他知事が必要と認める書類

（注）①から⑫までの書類の詳細は知事が別に定める。